

府中の森公園マネジメントプラン

府中の森公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	58-3
I 府中の森公園の基本的事項	58-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 府中の森公園の開園概要	58-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 府中の森公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	58-7
2 取組方針	58-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	58-17
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
府中の森公園の現況写真	
<資料編>	58-22
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 府中の森公園に関する資料	



はじめに

「府中の森公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 府中の森公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 府中都市計画公園第5・5・1号府中の森公園
- ・位置 府中市浅間町一丁目、天神町二丁目及び緑町二丁目各地内
- ・面積 17.2ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和62年11月25日 東京都告示第1254号

(2) 府中の森公園の基本的な性格・役割

本公園は、都心から約25km、北多摩南部地域に位置する都市計画公園である。計画区域は、かつての府中基地の跡地に設置された公園である。周辺には、野川の流れて沿って、武蔵野公園、野川公園、浅間山公園、神代植物公園、武蔵野の森公園、多磨霊園などの緑が連担して水と緑のネットワークを形成しており、北多摩南部地域における緑の拠点のひとつとして、重要な役割を担っている。

本公園は、武蔵野の緑に包まれた、森と丘と水辺のある公園として、野球、テニス、サッカー等の運動施設が充実し、また、子ども用遊具、子ども用水遊び場、大きな広場、美術館、日本庭園など、様々な魅力を内包しており、多様なレクリエーション活動に供せられる公園である。

なお、東京都地域防災計画及び府中市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

府中の森公園整備計画（昭和63年）

- ①計画地周辺の都市化の進行を考慮し、既存樹林を活かした「武蔵野の森」の拠点となる公園として計画する。
- ②近年における都民ニーズを踏まえ、健康運動指向に対応した公園として計画する。
- ③災害時の避難場所及び身近なレクリエーションの場を考慮した総合公園として計画する。

公園北側2.4haの整備計画（平成8年）

- ①利用率の高いサッカー場の整備レベルをあげる。
- ②利用率が低い野球場を見直し、二面あるグラウンドを一面にする。
- ③文化、教養のための施設として美術館を計画する。
- ④以上の整備に伴い、園路、駐車場、テニスコート、樹林地等の既存施設との整合を図る。

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「府中の森公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災用照明や非常用発電設備、デジタルサイネージなど、避難場所としての防災施設の整備を行った。地域連携防災訓練等を実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

2019 大会ラグビーワールドカップを記念し、関連団体や企業等とラグビー等を含めたスポーツイベントを実施した。

(2) 府中の森公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・周辺施設と連携した文化芸術活動によるにぎわいの創出
- ・子どもや親子が楽しめるイベントの開催
- ・多岐にわたるスポーツ施設の利活用
- ・多世代が楽しめるスポーツ振興
- ・サクラ等の自然資源や公園施設の利活用

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・府中市地域防災計画（令和2年7月修正）

Ⅱ 府中の森公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立府中の森公園（ふちゅうのもりこうえん）
開園日	平成3年6月1日
開園面積	171,483.43 m ² （令和4年9月1日現在）
公園種別	総合公園
所在地	府中市 浅間町一丁目、緑町二丁目
アクセス	京王線「東府中」、JR中央線「武蔵小金井」から京王バス（一本木経由） 府中駅行き「天神町二丁目」、駐車場（有料・24時間）

(2) 主な公園施設

テニスコート、小野球場、サッカー・ホッケー場、大きな広場、多目的広場、もり公園にじいろ広場（遊具広場）、水辺の広場（じゃぶじゃぶ池）、バーベキュー広場、美術館（府中市営）、駐車場（有料）

2 利用状況等

(1) 利用概況

大きな広場や遊具広場の利用が多く、夏季には水辺の広場での利用が多い。近隣からの来園が最も多いが、最寄駅が近いため、遠方からの来園もある。

テニスコートやサッカー・野球場は特に土日祝日の利用が多く、日常的には多目的広場等で軽い運動をしたり、散歩する等の利用が多い。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計（人）	1,042,112	812,658	1,256,866	1,210,148	1,314,322

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	70,398	76,680	55,652	77,714	72,707	57,749
（人）	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,042,112	113,723	134,300	87,087	91,395	87,470	117,237

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

1団体・25名が、イベント協力などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「自然観察会」、「アートイベント」などが行われた。

Ⅲ 府中の森公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、市の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（サッカー場 [サッカー・ホッケー場]）
災害時臨時離着陸場候補地（サッカー場 [サッカー・ホッケー場]）
- ・府中市地域防災計画による指定
広域避難場所

◎主な取組確認項目：防災機能整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標3：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標4：独自の魅力づくりに取り組む都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

公園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、人々が憩い、ビューポイントとなる風景等を創出していく。

また、より多くの方々に公園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組

■目標5：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・大きな広場やバーベキュー広場のあるゾーン
バーベキュー利用や休息・交流などの利用に対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・もり公園にじいろ広場のあるゾーン
子供たちの安全で快適な遊びに対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・武蔵野の雑木林の中で、散策や休憩に供するゾーン
雑木の樹林地を維持・保全するとともに、四季折々彩ある姿を見せる樹林地内を散策し、自然とのふれあいを楽しめる場として対応していく。
- ・公園内を縦断する花のプロムナードのあるゾーン
イベント利用などに対応するとともに、サクラや花壇等を維持・育成し、本公園の主園路に相応しい景観づくりに留意する。

G：スポーツゾーン

- ・多様な運動施設のあるゾーン
テニスコート（8面）、小野球場、サッカー・ホッケー場は、運動施設として適切な機能維持を図るとともに、安全で快適な利用に対応していく。
なお、サッカー・ホッケー場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

H：展示・学習ゾーン

- ・府中市美術館のあるゾーン
公園と美術館が連携を図りながら、双方の施設利用に配慮するとともに、一体的な景観となるよう留意した管理を行う。

I：修景ゾーン

- ・花の広場や日本庭園などのあるゾーン
色とりどりの花や噴水、展望広場、日本庭園などの景観を楽しめるよう対応していく。
- ・壁泉のあるゾーン
水景施設は清潔に保ち、周辺植栽とともに潤いのある環境づくりに対応していく。

L：水辺・親水ゾーン

- ・水辺の広場や流れがあるゾーン
子ども達が安全・快適に水遊びができる環境づくりに対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図る。芸術劇場や中学校の敷地と接する所では、各敷地・施設に対して良好な景観を提供するとともに、落ち葉や落枝、越流水などにより、直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

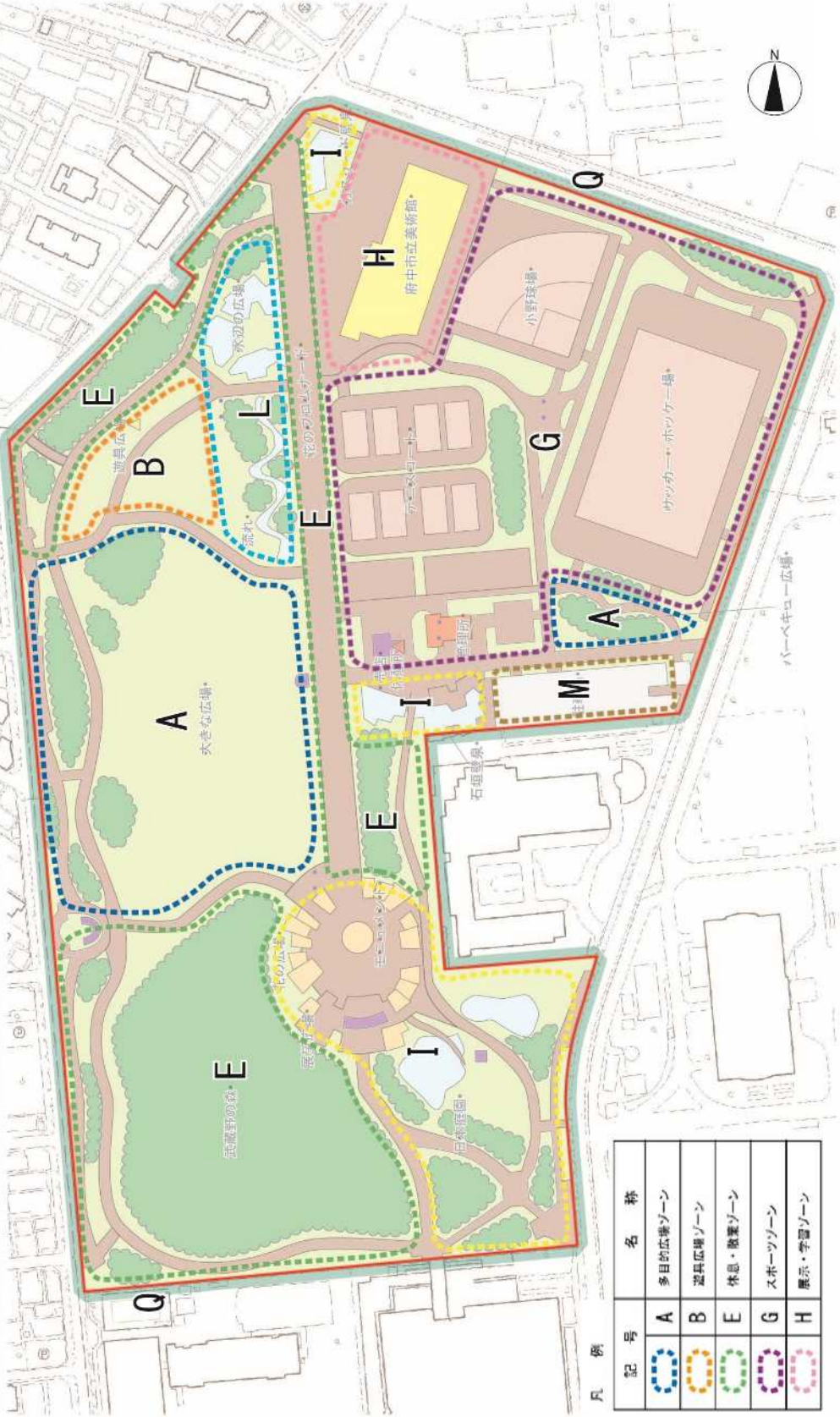
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 府中の森公園

凡例

記号	名称	記号	名称
	停留ゾーン		駐車場ゾーン
	水辺・緑水ゾーン		外縁部ゾーン



凡例

記号	名称
	多目的広場ゾーン
	遊具広場ゾーン
	休息・散策ゾーン
	スポーツゾーン
	展示・学習ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総民1/2500の縮尺図を用いて作成したものである。(承認番号) 26都市基交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

① ジャブジャブ池の維持管理

ジャブジャブ池については、点検や清掃、補修などを適宜行い、安全性を確保していく。

② 園内の池の維持管理

日本庭園の池について、水質や生物等の継続的な調査を行い、その結果も踏まえた適切な管理に取り組んでいく。

③ 植物の維持管理

大きな広場については、快適な利用に供するため、適切な維持管理により芝生を良好な状態に保つ。

武蔵野の森については、下枝の剪定等により、見通しと安産性に配慮するとともに、美しい緑陰を維持する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①スポーツ等による健康づくり

テニスコートやサッカー・ホッケー場などを活用した、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することなどにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会開催より気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

②周辺施設と連携した魅力づくり

市立美術館、府中の森芸術劇場、市生涯学習センター等と連携することにより、地域の文化、芸術を発信するなどして、公園の新たな魅力づくりに努める。

③ユニバーサルデザインに配慮した遊具の利用促進と普及・啓発

もり公園にじいろ広場については、多様な主体と連携し、イベントの開催やHPによる情報発信等により、ユニバーサルデザインに配慮した遊具の利用促進と普及・啓発を図る。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月、東京都・特別区・市町)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：300㎡

府中市天神町二丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域(用地未取得地含む)

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域(既に認可取得済の区域あり)

IV 図面・写真

現況平面図 府中の森公園（令和3年4月1日現在）





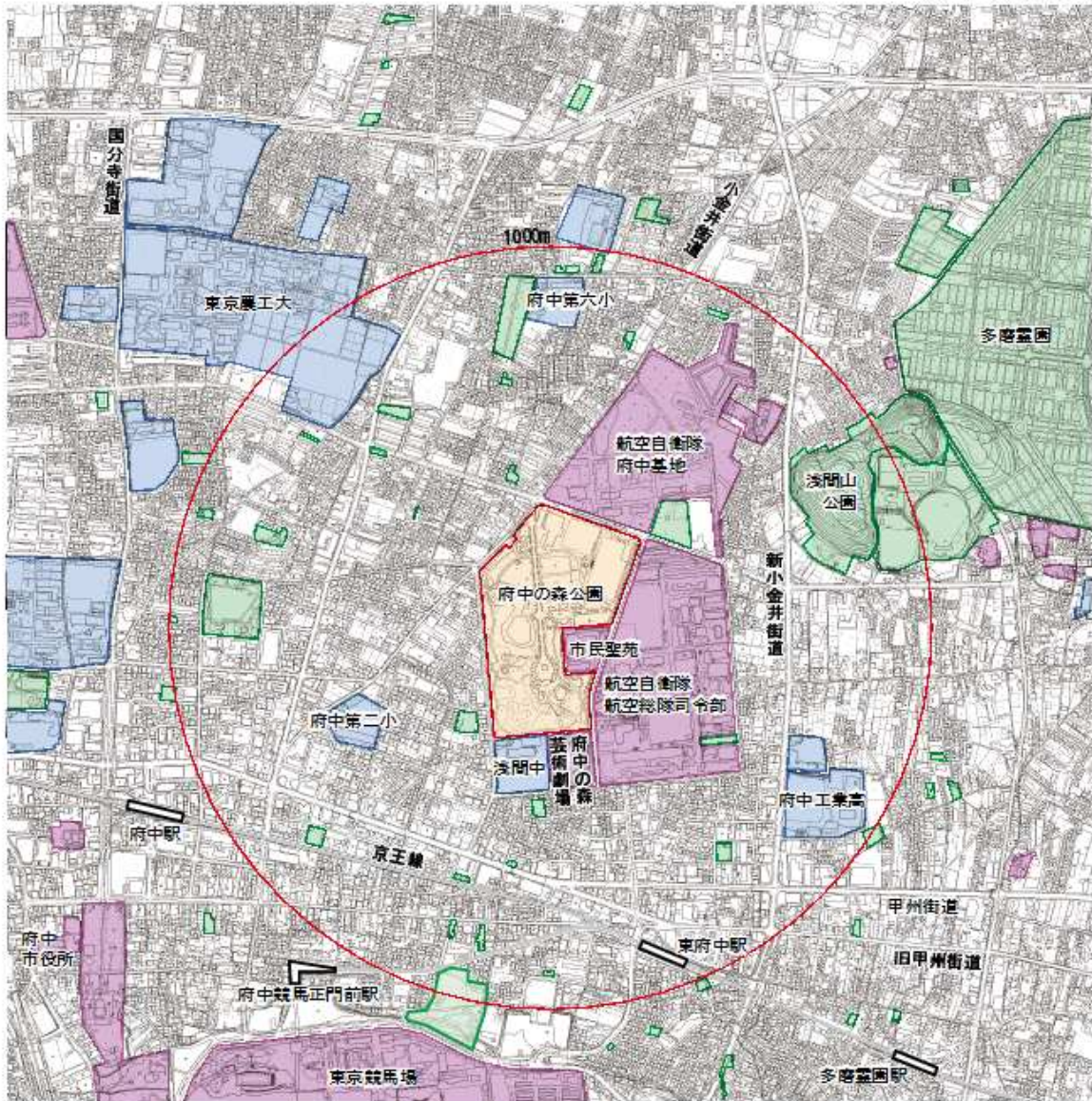
- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

計画面積	17.2ha
縮尺	1:2,500
撮影年月日	平成29年



周辺土地利用図 (地図)

府中の森公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物 (神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



府中の森公園の現況【令和4年6月撮影】

①花のプロムナード



⑤ゲートボール場



②テニスコート



⑥管理所付近



③小野球場



⑦管理所前広場 (石垣壁泉)



④サッカー・ホッケー場



⑧モニュメント噴水・花の広場



⑨展望広場・パーゴラ



⑬遊具広場（もり公園にじいる広場）



⑩日本庭園



⑭緑のプロムナード



⑪武蔵野の森（彫刻）



⑮流れ



⑫大きな広場



⑯水辺の広場（じゃぶじゃぶ池）

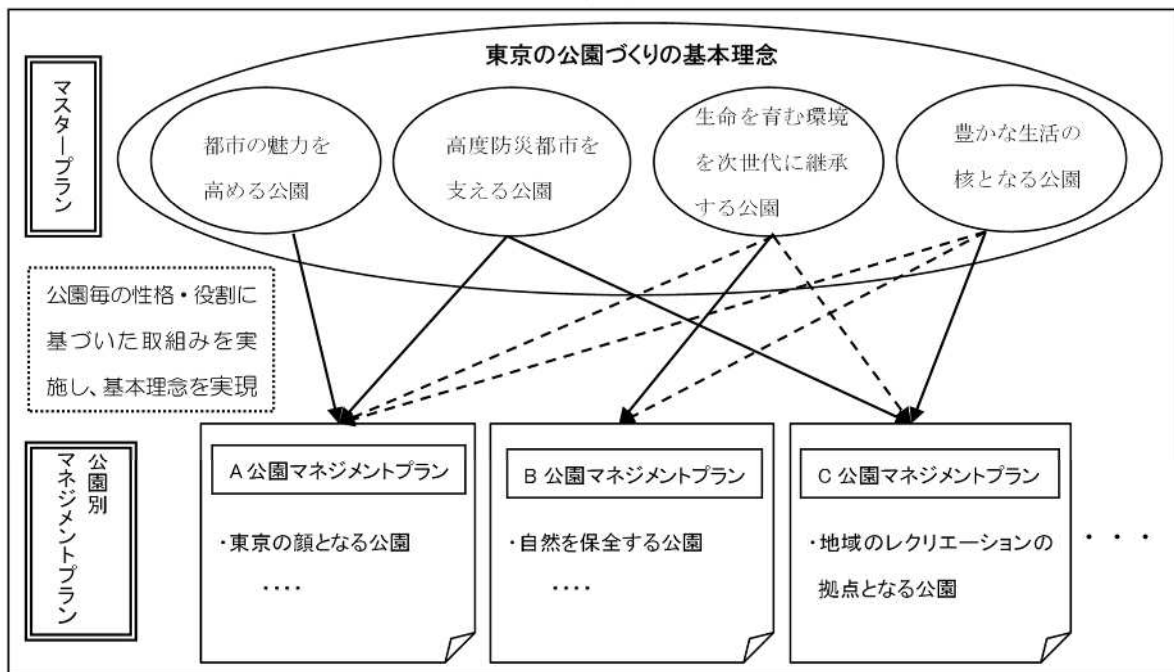


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、府中の森公園が担うことになるプログラムには◎を、府中の森公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 府中の森公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
園都基本理念の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度防災理念都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	◎ ○ ○
承生命を育む公園環境を次世代に継	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト8 自然とのふれあいの場づくりプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	○ ○
(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり		里山の環境を守る丘陵地公園の整備	◎	
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集	◎ ○
	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○	
		公園でのスポーツによる健康づくり	◎	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			公園・動物園サポーター制度の実施	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
			(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進 鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

資料2 府中の森公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 50 年 6 月 1975 年	米軍より敷地の大部分が返還された。
昭和 62 年 11 月 1987 年	東京都告示第 1254 号により、都市計画決定。(17.2ha)
平成 3 年 6 月 1991 年	東京都告示第 628 号により、開園。(6.2ha)
平成 3 年 7 月 1991 年	追加開園 (10.5ha)
平成 4 年 6 月 1992 年	追加開園 (16.8ha)
平成 13 年 6 月 2001 年	府中市美術館開館。 追加開園 (16.9ha)
平成 20 年 2 月 2008 年	追加開園 (16.9ha)
平成 22 年 6 月 2010 年	追加開園 (17.0ha)
平成 24 年 6 月 2012 年	追加開園 (17.1ha)
令和 3 年 10 月 2021 年	もり公園にじいろ広場をオープン

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・本公園は、武蔵野台地南部に位置し、武蔵野段丘より一段低い立川段丘面にある。本公園付近は、標高約 53m の平坦地である。
- ・計画地の北東約 500m に、浅間山（標高 79.4m）という半円形の丘陵がある。
- ・本公園の周辺は、市街化が進んで雑木林の減少が顕著である。前述の浅間山は、コナラ、エゴノキ、アカシデ、イヌシデ、クリ、クヌギ等から構成される雑木林となっている。

2) 社会的環境

- ・本公園の南側には国道 20 号線（甲州街道）が通っている。また北西側に接して小金井街道が通っている。
- ・本公園へのアクセスポイントとして、京王線東府中駅があり、所要時間は徒歩約 10 分である。
- ・本公園の中央部には、市民聖苑（斎場）が立地している。

(3) 園内のトピックス

① サッカー・ホッケー場

ラグビーにも対応している。

② (小) 野球場

「野球」は中学生までの利用に限定しており、大人はソフトボールのみを対象とし

ている。

③テニスコート

全天候砂入り人工芝コート8面。

④府中市美術館

「生活と美術＝美と結びついた暮らしを見直す美術館」として、2000年10月に開館。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	1	5	3	9	12
映画等の撮影	5	9	13	18	17
その他	44	2	19	22	17

2) 主な催し物(令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	自然観察会	8～9月	—
	2	アートイベント	10月	60
	3	日本文化フェスティバル	2月	—
	4	エントランス季節飾り	4～5月/7月 /12月～1月	—
	5	噴水ライトアップイベント	5月	33
都民共同	1	気ままにボランティア	11月/12月	21/50
	2	公園連絡協議会	2月	22人
	3	地域連携防災訓練	3月	—
自主事業	1	スポーツイベント	3月	—
	2	どうぶつふれあいフェスタ	5月/1月	—
	3	おさんぽクリーンアップ	10～12月	—
	4	工作教室	10月/12月	250/20
	5	おもてなし花壇	7～9月	—
	6	子ども向け防災ゲーム・ワークショップ	11～12月	81

4) 主な活動団体(令和3年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
浅間山ウォーキングクラブ	雑木林保全、イベントによる普及啓発など	25